

鳥取県告示第 744 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、指定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 10 月 13 日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行う事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259 -43	障害者支援センターさ かいみなど	境港市外江町 3413- 3	平成 18 年 10 月 1 日
社会福祉法人 祥和会	西伯郡南部町福 成 3293	サポートセンターなご み	西伯郡南部町福成 3293	〃
社会福祉法人 地域でくらす 会	米子市内町 122	障害者生活支援センタ ーまちくら	米子市内町 122	〃
有限会社ケア サービス米子	米子市角盤町三 丁目 141	ケアサービス米子相談 支援事業所	米子市角盤町三丁目 141	〃
有限会社新生 ケア・サービス	米子市吉岡 65- 4	有限会社新生ケア・サ ービス指定相談支援事 業所	米子市吉岡 65- 4	〃
社会福祉法人 遊歩	米子市彦名町 2850- 1	相談支援事業所われも こう	米子市彦名町 2850- 1	〃
社会福祉法人 もみの木福祉 会	米子市富益町 4660	支援センターのぞみ	米子市夜見町 3001- 1	〃